

<2020 年 合格目標>

国家資格 キャリアコンサルタント

学科試験対策

全 問 題



# 国家資格 キャリアコンサルタント 学科試験対策アプリ

App Store にて 好評提供中！



キャリコンOX 2020



## <2019年版との相違点>

- ・第7回から第13回までの過去問を徹底分析し、最新の出題傾向にアップデート
- ・出題される問題数が109問から320問に大幅に増量
- ・学習履歴の保存が可能になり、正解数や正解率を一覧表示
- ・出題内容を4つの分野に分け、分野別に出題
- ・合格数に応じて獲得スタンプを表示

# 1. キャリコン技能

## I キャリアコンサルティングの社会的意義

- 1 社会及び経済の動向並びにキャリア形成支援の必要性の理解
- 2 キャリアコンサルティングの役割の理解

問 題			
1	キャリアコンサルティングは、職業を中心にキャリア形成を支援することが重要であり、個人の生き甲斐や働き甲斐まで含めたキャリア形成を支援する必要はない。		
2	キャリアコンサルティングは、組織(企業)によるキャリアマネジメントによって、個人が自立・自律できるように支援することである。		
3	キャリアコンサルティングは、個人と組織との共生の関係を作る上で重要なものである。		
4	キャリアコンサルティングは、個人に対する相談支援が原則であるため、キャリア形成やキャリアコンサルティングに関する教育・普及活動、環境への働きかけ等は行うべきではない。		

	問 題		
5	企業内で活動するキャリアコンサルタントの役割として、上司や組織からキャリアに関する相談があった場合に専門的なアドバイスを行う「コンサルテーション機能」がある。		
6	キャリアコンサルティングには、学校教育における進路指導や就職時における職業指導も含まれる。		
7	企業内で活動するキャリアコンサルタントの役割として、従業員のキャリア形成に必要なワークショップを開催する等の「教育機能」がある。		
8	企業内で活動するキャリアコンサルタントの役割として、キャリア開発や組織開発等に関し、人事部門との「連携機能」がある。		
9	企業内で活動するキャリアコンサルタントの役割として、キャリアコンサルティングを推進し、有効性を広めるための「広報機能」がある。		
10	企業内におけるキャリアコンサルティングでは、対象を正社員中心にした方がよい。		
11	キャリアコンサルタントの役割の一つに「電子メールやSNSによる非対面型の相談」がある。		

	問 題		
12	キャリアコンサルティングの活用 によって期待される効果として、 「相談者の異動や昇進、転職の希 望が叶えられる」がある。		

### III キャリアコンサルティングを行うために必要な技能

- 1 基本的な技能
- 2 相談過程において必要な技能

	問 題		
13	リハビリテーション・カウンセリングの理念の一つに、障害のある人が主体的に主張することによって、自分の状況を良くしていくことを目指す、がある。		
14	リハビリテーション・カウンセリングの理念の一つに、障害のある人が環境を変えることによって、障害があっても生活しやすい社会を目指す、がある。		
15	リハビリテーション・カウンセリングの理念の一つに、カウンセラーが主体となって統合的、総合的なサービス内容を決定することを目指す、がある。		
16	「自然的観察法」とは、日常の自然に起こる事象をあるがままに観察し、記録する方法のことである。		
17	観察法では、この特徴があるのだから、あの特徴もあるはずであると想定することが重要である。		

	問 題		
18	モデリングは、自分と類似している者を対象とした場合の方が効果が高いといわれている。		
19	「開かれた質問」とは、一言では答えられないような自由な応答を促す質問のことである。		
20	「閉ざされた質問」とは、「はい」や「いいえ」など、一言で答えられるような質問のことである。		
21	傾聴技法における「要約」とは、クライアントが話した曖昧な内容を明らかにし、カウンセラーの理解をクライアントに確認することである。		
22	傾聴技法における「感情反映」とは、クライアントの感情を正しく理解し、さらに理解した内容をクライアントに自分の言葉で伝えることである。		
23	傾聴技法における「言い換え」とは、クライアントが行った発言の内容をカウンセラーが自分の言葉で表現し直すことである。		
24	傾聴技法における「明確化」とは、クライアントの複数から成り立つ発言や複雑で長々とした発言に対して、カウンセラーがクライアントの発言を簡潔にまとめることである。		

	問 題		
25	相談者が考えをまとめようとして沈黙している場合には、相談者が話し出すまで待つことも時には必要である。		
26	職業レディネス・テスト（VRT）は、ホーランドの理論に基づき、6つの興味領域に対する興味の程度と自信度及び基礎的志向性をプロフィールで表示する。		
27	職業レディネス・テスト（VRT）におけるB検査は、日常の生活行動について記述した64の質問項目からなっており、職業への興味・関心の基礎となる基礎的志向性にどういった傾向があるのかを測定する。		
28	VRTカードは、48枚のカードを使って様々な作業を行うことによって、自己理解や職業理解を進める「カード式職業情報ツール」である。		
29	厚生労働省編一般職業適性検査（GATB）は、個別でも集団でも実施できる。		
30	厚生労働省編一般職業適性検査（GATB）は、制限時間内にできるだけ早く正確に回答する最大能力検査である。		

	問 題		
31	厚生労働省編一般職業適性検査(GATB)は、中学生から成人(45歳程度)を対象とし、個別に実施する検査であり、適性のうち、能力に関する特徴を把握することができる。		
32	厚生労働省編一般職業適性検査(GATB)は、11種類の紙筆検査を行って、9つの「適性能」を測定することにより、潜在的な能力面からみた適職領域を探索することができる。		
33	OHBYカードは、職業レディネス・テストの職業志向性をカード化したもので、職業への興味や自信を調べることができる。		
34	キャリアシミュレーションプログラムは、専用のソフトウェアを利用して、仮想的に職業経験を積むことができる中高年齢者を対象としたキャリアガイダンスプログラムである。		
35	キャリア・インサイト統合版は、自分でコンピュータを使いながら、職業選択の基本的な4つのステップを経験できるキャリアガイダンスシステムであり、ウェブ上で利用できる。		

	問 題		
36	厚生労働省が公表している「職業能力評価基準」は、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」の評価基準及びその評価に応じた適正な賃金水準を、業種別、職種・職務別に整理したものである。		
37	厚生労働省が公表している「職業能力評価基準」では、能力ユニットごとの「能力細目」「職務遂行のための基準」「必要な知識」の設定にあたり、企業において期待される責任・役割の範囲と難易度により、5つの能力段階を設定している。		
38	厚生労働省が公表している「職業能力評価基準」をもとに作成された「職業能力評価シート」は、公平な人事考課を実施することができるチェック形式の評価シートである。		
39	厚生労働省が公表している「職業能力評価基準」は、無料でデータをダウンロードすることができ、自社にフィットするように自由にカスタマイズすることができる。		
40	ジョブ・カード制度総合サイトには、ジョブ・カードの作成に当たり、分からぬことや相談したいことがある場合にメールで相談できるサービスがあるが、仕事上の悩みや不安、スキルアップ、転職、就職に関する相談はできない。		
41	ジョブ・カードは、在職中の労働者や求職者だけでなく、学生も作成し、活用することができる。		

	問 題		
42	ジョブ・カードの様式の一つであるキャリア・プランシートは、就業経験のない者や、学生、卒業後間もなく就業経験が少ない者でも活用できる。		
43	ジョブ・カードを活用するメリットの一つとして、採用応募書類とすることができること、が挙げられる。		
44	ジョブ・カードを活用するメリットの一つとして、キャリアコンサルタントに作成を依頼できること、が挙げられる。		
45	ジョブ・カードを活用するメリットの一つとして、専門実践教育訓練給付金の受給対象になること、が挙げられる。		
46	「職務分析」とは、企業の中で、あるべき人材像を把握することに重点をおいて職務を把握、分析することである。		
47	「職務調査」とは、観察と面接により、職務に含まれている仕事の内容と責任及び職務を実施するに当たって要求される能力を調査、分析して、その結果を一定の様式に記述することである。		

	問 題		
48	「職業調査」とは、仕事の内容だけではなく、就業の分野、職業の動向と将来性、労働条件の特徴など広く職業全体を調査することである。		
49	日本標準職業分類において、職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。		
50	日本標準職業分類において、仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。		
51	日本標準職業分類の分類表の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階である。		
52	厚生労働省編職業分類の分類表の構成は、大分類、中分類及び小分類の3段階分類である。		
53	厚生労働省編職業分類の大分類・中分類の項目は、日本標準職業分類の大分類項目及び中分類項目と一致しているが、小分類項目は、原則として日本標準職業分類の小分類項目に準拠して定めていますが、職業紹介業務における必要性を考慮して項目を補正している。		
54	厚生労働省編職業分類の小分類項目は、原則として、日本標準職業分類の小分類項目に準拠して定められているが、職業紹介業務における必要性を考慮して項目が補正してある。		

	問 題		
55	キャリアコンサルティングで行う6分野の支援のうち、「自己理解」の支援とは、進路や職業、キャリア形成に関し、クライエントが「自分自身」を理解するよう援助すること、である。		
56	キャリアコンサルティングで行う6分野の支援のうち、「職業理解」の支援とは、進路や職業、キャリア・ルートの種類と内容を、クライエントが理解するよう援助すること、である。		
57	キャリアコンサルティングで行う6分野の支援のうち、「方策の実行」の支援とは、選択や意思決定の前に、クライエントがやってみることを支援すること、である。		
58	キャリアコンサルティングにおける場面構成の主な目的は、相談者が安心して相談できるようにするため及びコンサルタント自身や所属組織の安全を守るため、である。		
59	キャリアコンサルティングは、複数回行うよりも1回の面談を長時間かけてじっくり行うほうがよい。		

	問 題		
60	初めてキャリアコンサルティングを行う際、クライアントがメンタルヘルスの不調を抱えていたため、早急に面談を打ち切り、医療機関にリファーした。		
61	システムティック・アプローチの最終段階における成果の評価は、ケースにおける自分自身の成果について、カウンセラー自身ができるだけ客観的に自己評価することである。		
62	システムティック・アプローチにおける意思決定方策は、意思決定のタイミングは、その内容ほど重要ではない、という前提に立っている。		
63	システムティック・アプローチにおける目標設定では、カウンセリングの初期に具体的な目標を設定し、クライエントが目標に向かって自己をコミットするという確認を得なければ、カウンセリングは進展しない、という大前提に立っている。		
64	システムティック・アプローチにおける目標設定では、カウンセラーとクライエントの共同作業によって目標を設定する。		

	問 題		
65	システムティック・アプローチにおける目標設定では、一度設定した目標は安易には変更せず、カウンセラーはクライエントが目標を達成するまで粘り強く支援する。		
66	システムティック・アプローチにおける学習方策の援助では、キャリアコンサルタントはクライアント自身が不適切な習癖を矯正するための方策を発見し、それを自分で実践するように支援する。		
67	カウンセリングの終了を正式に宣言することで、クライアントとカウンセラーがその後も延々とカウンセリング関係を続けることを避けることができる。		
68	「人と職業のマッチング」に関する個人の自己理解に必要な要素として、「受けた教育・訓練」がある。		
69	啓発的経験には、インターンシップ、職場見学、トライアル雇用等がある。		
70	キャリアコンサルティングにおいて、情報提供する場合は、カウンセラーが情報そのものを提供するよりもクライアントが自分で情報を得る方法を教えるのが原則である。		

	問 題		
71	目標の設定がカウンセリングに有効な理由は、カウンセリングの進展を定量的に分析、調査するのに役立つからである。		
72	カウンセラーは、クライアントの目標を明らかにする過程で、自分の経験や技量が十分かを自問し、相応しくないと考えられるときは、他の適当な機関やカウンセラーにリファーすべきである。		
73	カウンセラーは、クライアントが自分と一緒に目標に到達しようとしているかを確認し、クライアントがあまり気が進まないようであれば、それはなぜかを探る。		
74	カウンセラーは、クライアントと目標設定に関する確認が得られたら、意思が弱い、努力を続けるのが困難な人等の場合には、目標を達成するための契約書（同意書）を作成するとよい。		

## IV キャリアコンサルタントの倫理と行動

- 1 キャリア形成及びキャリアコンサルティングに関する教育並びに普及活動
- 2 環境への働きかけの認識及び実践
- 3 ネットワークの認識及び実践
- 4 自己研鑽及びキャリアコンサルティングに関する指導を受ける必要性の認識
- 5 キャリアコンサルタントとしての倫理と姿勢

	問 題		
74	カウンセラーは、クライアントと目標設定に関する確認が得られたら、意思が弱い、努力を続けるのが困難な人等の場合には、目標を達成するための契約書（同意書）を作成するとよい。		
75	キャリアコンサルタントは、相談者への支援だけでは解決できない環境問題を発見しても、集団、企業、組織等への働きかけを行うべきではない。		
76	キャリアコンサルタントは、職務上知り得た情報について守秘義務を負うが、身体・生命の危機が察知される場合や社会や組織に及ぼす影響が個人の守秘に優先する場合、法律に定めがある場合にはこの限りでない。		
77	キャリアコンサルタントは、専門性の範囲を超える業務の依頼を引き受けはならない。		

	問 題		
78	キャリアコンサルタントは、相談者との多重関係を避けるよう努めなければならない。		
79	キャリアコンサルタントは、組織と相談者との間に利益相反のおそれがある場合には、組織の意向を優先しなければならない。		
80	キャリアコンサルタントは、相談者から常に尊敬されるよう努めなければならない。		

## 2. キャリコン理論

### II キャリアコンサルティングを行うために必要な知識

- 1 キャリアに関する理論
- 2 カウンセリングに関する理論

問 題			
1	パーソンズは、『職業の選択』という著書の中で、後に特性・因子理論と言われる理論の原型とも言うべき見解を示した。		
2	「自己効力感」という概念を提唱したのは、パーソンズである。		
3	「自己効力感」とは、自分がある行動についてしっかりとやれるという自信のことである。		
4	ホランドは、性格及び職業の特徴を、「現実的」、「研究的」、「情緒的」、「社会的」、「企業的」、「慣習的」の6つのパーソナリティ・タイプに分類した。		
5	ホランドの理論では、「個人は、自分の役割や能力を発揮し、価値観や態度を表現し、かつ自分にあった役割や課題を引き受けさせてくれる環境を探し求めている」としている。		
6	ホランドの理論では、「個人の行動は、その人のパーソナリティと環境の特徴との相互作用によって決定される」としている。		
7	8つの「キャリア・アンカー」を提示したのは、ホランドである。		

	問 題		
8	「統合的人生設計 (Integrative Life Planning)」の概念を提唱したのは、ホラントである。		
9	職業興味検査 (VPI) を開発したのは、ホラントである。		
10	スーパーの理論によると、職業発達は、個人の全人的な発達の結果そのものであり、他の知的発達や情緒的発達、社会的発達などとは異なるものである。		
11	スーパーが示したライフ・ステージにおける「維持」段階の発達課題の1つに「希望する仕事をする機会を見つける」がある。		
12	スーパーは、生涯を通じた一連のライフ・ステージをマキシ・サイクルと呼んだ。		
13	職業的発達段階を提唱したのは、スーパーである。		
14	スーパーの「職業的適合性」の概念は、能力と態度の2つの側面に分かれる。		
15	スーパーが提唱したキャリア発達の諸段階として、「成長期」、「創造期」、「確立期」、「停滞期」、「解放期」の五段階がある。		

	問 題		
16	キャリア、職業における自己概念／セルフイメージのことを「キャリア・アンカー」と名づけたのは、スーパーである。		
17	職業的発達段階の間には、暦年齢にゆるく関連した「移行期」があるとしたのは、シャインである。		
18	シャインは、人が生きている領域を「生物学的・社会的サイクル」、「家族関係サイクル」、「仕事・キャリアサイクル」という3つのサイクルに分け、提示した。		
19	シャインが提示したキャリア・アンカーにおける「起業家的創造性」とは、新規にみずからのアイデアで起業・創業することを望むというセルフイメージをいい、現在起業していないても、常に起業することを意識していることは含まれない。		
20	シャインが提示したキャリア・アンカーにおける「全般管理コンピテンス」とは、総合的な管理職位をめざし、特定の分野にとどまらず、組織全体にわたり、さまざまな経験を求めるというセルフイメージをいう。		
21	シャインのキャリア・アンカーにおける「生活様式」とは、住まいや生活環境、地域への奉仕活動を重要視することをいう。		

	問 題		
22	シャインのキャリア・アンカーにおける「純粋な挑戦」とは、あえてチャレンジングなことはせず、単純作業に繰り返し取り組むことを求めるというセルフイメージをいう。		
23	シャインのキャリア・アンカーには、4つのタイプがある。		
24	シャインによると、キャリア・アンカーは、事前テストを用いてあらかじめ予測することが重要であるとしている。		
25	シャインによると、キャリア・アンカーとは、キャリアや職業における自己概念／セルフイメージのことである。		
26	ハンセンは、人生を労働 (labor)、愛 (Love)、学習 (Learning)、余暇 (Leisure) という 4 つの要素に分け、これをキルトに喩えて説明した。		
27	サヴィカスのキャリア・アダプタビリティの概念は、ハンセンの研究を引き継いだものである。		
28	サヴィカスのキャリア・アダプタビリティは、「関心」、「統制」、「自信」という 3 つの次元から構成されている。		

問 題			
29	サヴィカスによると、キャリア・アダプタビリティを向上させる目的は、意思決定を容易にすることにあるとしている。		
30	サヴィカスは、安定性から機動性へと働き方が変わりつつある今日的状況においては、機動性という変化を常態とするキャリア構築の概念として、キャリア・アダプタビリティの重要性を主張している。		
31	サヴィカスが提唱したキャリア・アダプタビリティの4次元のうち、「キャリア関心」とは、現実志向、つまり今に備えることが重要である、という感覚を意味する。		
32	サヴィカスが提唱したキャリア・アダプタビリティの4次元のうち、「キャリア統制」とは、人々が自らのキャリアを構築する責任は組織にあると理解し確信することを意味している。		
33	サヴィカスが提唱したキャリア・アダプタビリティの4次元のうち、「キャリア好奇心」とは、自分自身と職業を適合させるために、自尊心をもって、職業に関わる環境を探索することを意味している。		

問 題			
34	サヴィカスが提唱したキャリア・アダプタビリティの4次元のうち、「キャリア自信」とは、進路選択や職業選択を行う際に必要となる一連の行動を適切に実行できるという自己一致を意味している。		
35	ライフサイクルにおいて、成人前期から中年期への移行期を「人生半ばの過渡期」と呼んだのは、サヴィカスである。		
36	レビンソンは、成人発達理論において、児童期と青年期、成人前期、中年期(成人中期)、老年期という4つの発達段階を提唱した。		
37	ライフ・スパン／ライフ・スペースの理論的アプローチを提起したのは、シュロスバーグである。		
38	シュロスバーグが提言した4つの「S」とは、「System(組織)」、「Self(自己)」、「Scope(範囲)」、「Strategies(戦略)」のことである。		
39	シュロスバーグによると、トランジションとは、ある状態が終わり、別の状態が始まる移行の過程であると定義される。		
40	ブリッジズは、人生の転機(トランジション)を「直前期」、「中立期」、「安定期」の3つの段階で説明した。		
41	ブリッジズのトランジション理論における「中立圈」とは、混乱や苦悩の時期であるとされている。		

問 題			
42	ブリッジズのトランジション理論では、転機は何かが終わるときから始まるとしている。		
43	クランボルツは、「計画された偶発性」を提唱した。		
44	クランボルツは、ライフテーマの重要性を強調した。		
45	クランボルツは、社会的学習理論を基礎にしている。		
46	転機のタイプを、「予測していた転機」、「予測していなかった転機」、「期待していたものが起こらなかっただ轉機」の3つに分けたのは、ジエラットである。		
47	ジエラットは、「積極的不確実性」の概念を提唱した。		
48	ジエラットの合理的な意思決定モデルには、「情報システム」、「循環システム」、「決定基準」の3つがある。		
49	プロティアン・キャリアとは、「变幻自在である」ことを意味し、「何をすべきか」よりも「何がしたいのか」を重視する。		
50	ホールのキャリアの4つの定義によると、キャリアとは、成功や失敗を意味するものではなく、「早い」昇進や「遅い」昇進を意味する。		

問 題			
51	ホールのキャリアの4つの定義によると、キャリアにおける成功や失敗は、他人によって評価されるものであって、本人が評価するわけではない。		
52	ホールのキャリアの4つの定義によると、キャリアは、行動と態度から構成されており、キャリアを捉える際には、主観的なキャリアと客観的なキャリア双方を考慮する必要がある。		
53	ホールのキャリアの4つの定義によると、キャリアは、結果であり、仕事に関する経験の蓄積である。		
54	フロイトの防衛機制によると、「抑圧」とは、受け入れがたい辛い感情や記憶などを意識から閉め出すことである。		
55	フロイトの防衛機制によると、「置き換え」とは、阻止された欲求を別なもので満たすことである。		
56	フロイトの防衛機制によると、「昇華」とは、自分のなかにある感情や欲求を他人が自分に向けていると思うことである。		
57	フロイトの防衛機制によると、「反動形成」とは、自分の受け入れがたい側面を意識しないようにするために、他の側面を強調することである。		

	問 題		
58	人間の欲求には、生理的欲求、安全の欲求、所属と愛情の欲求、自尊と承認の欲求、自己実現の欲求という5つの階層からなるとしたのは、フロイトである。		
59	ユングは、人生を日の出から日没までの4つの時期に分け、40歳前後を人生のピークと呼んだ。		
60	アイデンティティという概念を提唱したのは、アドラーである。		
61	マズローは、人間の欲求は階層構造にあると考えた。		
62	マズローは、「自尊と承認」が最も高次の欲求であると考えた。		
63	マズローは、低次の欲求が満たされると、高次の欲求が発生すると考えた。		
64	ハーズバーグによると、職務満足や不満足を規定する要因には、安全要因と衛生要因の2つがある。		
65	ハーズバーグの動機づけ・衛生理論によると、動機づけ要因に対処することによって、不満は解消されるが、満足感やモチベーションが高まるとは限らない。		

問 題			
66	ロジャーズの来談者中心療法における「受容的態度」とは、クライアントとの関係において、心理的に安定しており、ありのままの自分を受容していること、である。		
67	ロジャーズの来談者中心療法における「共感的理解」とは、クライアントの内的世界を共感的に理解し、それを伝えること、である。		
68	ロジャーズの来談者中心療法における「自己一致」とは、クライアントに対して無条件の肯定的関心をもつこと、である。		
69	論理療法では、人間の感情は、それに先行する出来事によって直接引き起こされるのではなく、その出来事をどう受け止めるかという信念によって生じると考える。		
70	認知的アプローチの基本的な考え方の一つとして、「個人の病的状況や問題行動は、不適切な行動の学習、適切な行動の未学習、及び環境による不適切な刺激と強化によって起こされる」というものがある。		

問 題			
71	交流分析には、「構造分析」、「交流パターン分析」、「ストーリー分析」、「脚本分析」の4種類がある。		
72	交流分析における構造分析では、自我の状態を、「親」、「大人」、「子ども」の3つに分類し、個人の中でどの自我状態が優勢であるかを明らかにする。		
73	「エニアグラム」とは、自我状態への心的エネルギーの分配状況をグラフ化したものである。		
74	アイビイのマイクロカウンセリングにおける「かかわり行動」には、相手に視線を合わせず、身振り手振りをよく観察する、がある。		
75	アイビイのマイクロカウンセリングにおける「かかわり行動」には、声の質には配慮せず、話しに集中する、がある。		
76	アイビイのマイクロカウンセリングにおける「かかわり行動」には、話そうとする話題を安易に変えず、ついていく、がある。		

	問 題		
77	グループ・アプローチが効果を上げるための一般原則の一つとして、グループの行動は、そのグループ・メンバー全員の共通のニーズを満足するよう行動する、というのがある。		
78	構成的グループ・エンカウンターを創始したのは、ロジャーズである。		
79	構成的グループ・エンカウンターの目的は、ふれあいと自己発見を促進することである。		
80	構成的グループエンカウンターのルールは、時間厳守、批判的・評価的な発言を重視する、沈黙しない、エクササイズを強要しない、の4つである。		

### 3. キャリコン法規

#### II キャリアコンサルティングを行うために必要な知識

##### 6 労働政策及び労働関係法令並びに社会保障制度の知識

問 題			
1	職業能力開発促進法における「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。		
2	職業能力開発促進法における「職業能力」とは、職業に必要な労働者の能力をいう。		
3	職業能力開発促進法における「職業能力検定」とは、職業に必要な労働者の技能及びこれに関する知識についての検定（厚生労働省の所掌に属しないものを除く。）をいう。		
4	職業能力開発促進法における「職業生活設計」とは、労働者が、自らその長期にわたる職業生活における職業に関する目的を定めるとともに、その目的の実現を図るために、その適性、職業経験その他の実情に応じ、職業の選択、職業能力の開発及び向上のための取組その他の事項について自ら計画することをいう。		

	問 題		
5	職業能力開発促進法における「キャリアコンサルティング」とは、求職者の職業の選択又は職業能力の開発及び向上に関する助言及び指導を行うことをいう。		
6	職業能力開発促進法において、事業主は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して労働者の職業能力の開発及び向上に努めなければならない、とされている。		
7	職業能力開発促進法では、各地方自治体は、青少年や高年齢者の職業選択、職業能力の開発及び向上のための職業訓練を行わなければならぬ、とされている。		
8	職業能力開発促進法では、雇用する労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずべき措置として、労働者が職業に関する自らの興味、関心を把握するために必要な検査を行うことが規定されている。		
9	職業能力開発促進法では、雇用する労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずべき措置として、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇を付与することが規定されている。		

問 題			
10	職業能力開発促進法では、雇用する労働者の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講すべき措置として、職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するために必要な措置を講ずることが規定されている。		
11	職業能力開発促進法において、事業主は、事業内職業能力開発計画を作成するように努めなければならない、とされている。		
12	職業能力開発促進法において、キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不利益となるような行為をしてはならない、と規定されている。		
13	職業能力開発促進法において、キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなった後においても、同様とする、と規定されている。		
14	職業能力開発促進法において、キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない、と規定されている。		

	問 題		
15	労働基準法では、使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない、と定められている。		
16	労働基準法に定める「使用者」の定義は、「この法律において、使用者とは、その使用する労働者に対して賃金を支払う者をいう。」である。		
17	労働基準法に定める「使用者」の定義は、「この法律において、使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」である。		
18	労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効となる。		
19	あらかじめ明示された労働条件が実際の労働条件と異なっている場合には、労働者は、2週間前に申し出をすれば、労働契約を解除することができる。		
20	使用者は、労働契約の不履行について予め違約金を定めることはできないが、損害賠償額を予定する契約を締結することは可能である。		

	問 題		
21	労働基準法では、使用者は、労働者が業務外の事由により負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後14日間は解雇してはならない、と定められている。		
22	労働基準法では、使用者は、労働者を解雇する場合には、少なくとも30日前の解雇予告、若しくは30日分以上の平均賃金の支払いをしなければならない、と定められている。		
23	労働協約で定めれば、賃金を通貨以外のもので支払うことは可能である。		
24	所得税や社会保険料など、法令で定められているもの以外のものであっても、労使協定を結べば、賃金から控除して支払うことができる。		
25	賃金を本人名義の銀行口座に振り込む場合、本人の同意は必要ない。		
26	たとえ、労働者が未成年者であっても、その親に対して賃金を支払うことできない。		

	問 題		
27	賃金は、臨時の賃金等とされるものを除き、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならぬいため、3ヵ月に一度、半年に一度といった形で支給することはできない。		
28	労働時間が6時間を超える場合には、少なくとも30分、8時間を超える場合には、少なくとも45分の休憩を、労働時間の途中に与えなければならない。		
29	割増賃金の基礎となる賃金から、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当は除外することができる。		
30	1日の所定労働時間が7時間の場合、法定労働時間の8時間を超えるまでは割増賃金の支払いは不要である。		
31	労働基準法上の管理監督者に該当する労働者については、深夜（22時から翌日5時まで）の労働に対する割増賃金を支払う必要がない。		
32	労働基準法で定める裁量労働制には、専門業務型と一般業務型がある。		

問 題			
33	一週間の所定労働日数が 4 日以下のパートタイム労働者であっても、6 カ月間継続勤務し、全所定労働日の 8 割以上出勤した者については、年次有給休暇を与えなければならない。		
34	使用者が年次有給休暇を計画的に付与することができるのは、労使協定を締結した場合であっても、年次有給休暇のうち 5 日を超える部分に限られる。		
35	退職時に取得しきれなかった年次有給休暇について、使用者が任意に買い上げることは必ずしも違法ではない。		
36	労働基準法では、使用者は、産後 6 週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない、と定められている。		
37	労働基準法では、使用者は、妊娠中の女性が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない、と定められている。		
38	労働基準法では、生後満 1 年に達しない生児を育てる女性は、通常の休憩時間のほか、1 日 3 回各々少なくとも 20 分、その生児を育てるための時間を請求することができる、と定められている。		

問 題			
39	就業規則で労働者に対して減給の制裁を定める場合、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金総額の10分の1を超えてはならない。		
40	年次有給休暇の請求権は、2年間で時効により消滅する。		
41	使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとされている。		
42	解雇には、「普通解雇」、「懲戒解雇」、「整理解雇」がある。		
43	解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とされる。		
44	使用者は、やむを得ない事由がある場合でなければ、有期労働契約の契約期間が満了する前に労働者を解雇することができない。		

	問 題		
45	無期転換ルールとは、同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換されるルールのことであるが、いわゆる正社員と必ずしも同一の労働条件で雇用する必要はない。		
46	労働契約法は、国家公務員及び地方公務員には適用されない。		
47	同じ事業場に常時使用される同種の労働者の3分の2以上の労働者が、同じ労働協約の適用を受けるに至ったときは、他の同種の労働者に関する限りその労働協約が適用される。		
48	労働者派遣法における「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいう。		
49	派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間は、原則3年が限度であるが、65歳以上の者は除かれている。		

問 題			
50	派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある派遣労働者に対し、「派遣先への直接雇用の依頼」、「新たな派遣先の提供」、「派遣元事業主での無期雇用」等、派遣終了後の雇用を継続させる措置を講じる義務がある。		
51	派遣元は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、「段階的かつ体系的な教育訓練」及び「希望者に対するキャリア・コンサルティング」を実施する義務がある。		
52	派遣先が5年を超えて派遣を受け入れようとする場合には、派遣先の事業所の過半数労働組合、過半数労働組合が存在しない場合には、事業所の労働者の過半数を代表する者から意見を聞く必要がある。		
53	民間企業における障害者の法定雇用率は、現在4.2%である。		
54	平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者が追加された。		
55	障害者雇用率の算定にあたり、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人を2人としてカウントすることができる。		

	問 題		
56	事業主は、外国人労働者の雇入れ又は離職の際、ハローワークに「外国人雇用状況」の届出を行うことが義務付けられている。		
57	高年齢者雇用安定法において、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、必ず継続雇用制度を導入しなければならない、とされている。		
58	育児介護休業法において、労働者は、原則として、養育する3歳に満たない子について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる、とされている。		
59	育児介護休業法では、労働者は、子が1歳に達する時点で保育所に入れない等の場合には、2歳まで育児休業を延長できる、とされている。		
60	育児介護休業法において、事業主は、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対し、育児のための所定労働時間の短縮等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない、とされている。		
61	介護休業期間中の厚生年金保険の保険料は、被保険者からの申請により免除される。		

問 題			
62	男女雇用機会均等法では、性別以外の事由を要件とするもののうち、実質的に性別による差別となるおそれがあるものについても、合理的な理由がない場合には、これを間接差別として禁止している。		
63	男女雇用機会均等法では、女性を有利に取り扱う措置も禁止している。		
64	男女雇用機会均等法では、婚姻、妊娠、出産を退職理由として定めることを禁止している。		
65	個別労働紛争解決促進法は、個々の労働者と事業主との間の紛争の解決を目的としており、労働組合と事業主の間の紛争は対象とならない。		
66	労働者が業務に基因して負傷を負った場合、たとえ事業主が労働者災害補償保険の保険料を納めていなくても、被災労働者は労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受けることができる。		
67	労働者災害補償保険の保険料は、事業主が全額負担しなければならない。		

	問 題		
68	労働者災害補償保険には、個人事業主でも加入することができる特別加入の制度がある。		
69	雇用保険は、失業等給付の支給以外に、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための事業も実施している。		
70	雇用保険の被保険者が出産した場合、雇用保険から出産育児一時金が支給される。		
71	健康保険は、業務外の病気やケガに対する給付だけでなく、出産や死亡に対する給付も行っている。		
72	70歳以上で一般・低所得者に該当する者の健康保険の一部負担金の負担割合は、1割である		
73	75歳以上で現役並みの所得がある者の健康保険の一部負担金の負担割合は、3割である。		
74	6歳未満で義務教育就学前の者の健康保険の一部負担金の負担割合は、1割である。		
75	健康保険には、被保険者期間が2ヵ月以上ある場合、退職後2年間任意で加入できる任意継続の制度がある。		

	問 題		
76	健康保険の被保険者が業務外の事由による病気やケガの療養のために仕事を休み、賃金を受けられなくなった場合には、傷病手当金が支給される。		
77	厚生年金保険に加入している適用事業所に常時使用される 70 歳未満の者は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となる。		
78	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の者で、厚生年金保険に加入していない者は、すべて国民年金の被保険者となるが、外国人は対象外である。		
79	遺族基礎年金は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」が受け取ることができる。		
80	国民年金の第 3 号被保険者は、自分で保険料を納付する必要がない。		

## 4. キャリコン周辺知識

### II キャリアコンサルティングを行うために必要な知識

- 3 職業能力開発（リカレント教育を含む）の知識
- 4 企業におけるキャリア形成支援の知識
- 5 労働市場の知識
- 7 学校教育制度及びキャリア教育の知識
- 8 メンタルヘルスの知識
- 9 中高年齢期を展望するライフステージ及び発達課題の知識
- 10 人生の転機の知識
- 11 個人の多様な特性の知識

	問 題		
1	「第 10 次職業能力開発基本計画」（厚生労働省、平成 28 年 4 月）によると、職業能力開発の今後の方向性の一つとして、「生産性向上に向けた人材育成の強化」が示されている。		
2	「第 10 次職業能力開発基本計画」（厚生労働省、平成 28 年 4 月）によると、職業能力開発の今後の方向性の一つとして、「『全員参加の社会の実現加速』に向けた職業能力底上げの推進」が示されている。		
3	「第 10 次職業能力開発基本計画」（厚生労働省、平成 28 年 4 月）によると、職業能力開発の今後の方向性の一つとして、「人材の最適配置を実現するための労働市場インフラの戦略的展開」が示されている。		

	問 題		
4	「第 10 次職業能力開発基本計画」(厚生労働省、平成 28 年 4 月) では、今後の方向性の一つとして、「個々の特性やニーズに応じた職業能力評価制度の構築」が示されている。		
5	ハロー効果とは、被考課者の一つの顕著な特徴に引きずられて、他の特徴についての評価が歪められてしまう現象のことである。		
6	寛大化傾向とは、被考課者に対する評価が実際より甘くなる傾向のことをいう。		
7	絶対評価とは、客観的基準を明確にしたうえで、被考課者がその基準を達成したかどうかで評価する仕組みのことである。		
8	相対評価とは、上位 5 % を S 評価とし、順に 5 ~ 25 % を A 評価とするなど、被考課者どうしを相互に比較して評価する仕組みのことである。		
9	CDP (キャリア・デベロップメント・プログラム) を行う目的の一つに、再就職や転職に必要なスキルの教育がある。		

問 題			
10	CDP（キャリア・デベロップメント・プログラム）を行う目的の一つに、企業の長期的戦略に必要な人材育成がある。		
11	CDP（キャリア・デベロップメント・プログラム）を行う目的の一つに、社員の意向を踏まえた社内人材の流動化の促進がある。		
12	「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、平成27年12月一部改正）による と、企業等におけるインターンシップの意義には、「実践的な人材の育成」、「大学等への産業界等のニーズの反映」、「企業等に対する理解の促進、魅力発信」がある。		
13	「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、平成27年12月一部改正）による と、インターンシップを大学等における正規の教育課程として位置付け、現場実習などの授業科目とする場合以外は、単位として認定されないことが多い。		
14	ハロートレーニング（公共職業訓練、求職支援訓練）は、雇用保険を受給できない者でも受講できる。		

	問 題		
15	ハロートレーニング（公共職業訓練、求職支援訓練）の訓練期間は基本的に6ヵ月である。		
16	ハロートレーニング（公共職業訓練、求職支援訓練）の在職者や学卒者を対象としたトレーニング是有料である。		
17	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）は、支給対象者の雇入れの日から1ヵ月単位で最長6ヵ月間を対象として助成が行われる。		
18	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）は、職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試行雇用した場合に支給されるが、ハローワークや職業紹介事業者からの紹介である必要はない。		
19	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）は、求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としている。		

問 題			
20	トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給額は、対象者1人当たり月額最大4万円であるが、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合には、月額5万円となる。		
21	「令和元年版 男女共同参画白書」（内閣府）によると、生産年齢人口の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しく、平成30年には15～64歳で69.6%、25～44歳で76.5%となった。		
22	「令和元年版 男女共同参画白書」（内閣府）によると、上場企業の役員に占める女性の割合は、近年上昇傾向にあり、平成30年は4.1%と前年に比べて0.4%ポイント上昇した。		
23	「令和元年版 男女共同参画白書」（内閣府）によると、最新の調査となる内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）において、「子供ができるても、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が男女ともに初めて5割を上回った。		

	問 題		
24	「令和元年版 男女共同参画白書」(内閣府)によると、平成 30 (2018) 年における非正規雇用労働者の割合は、女性は 56.1%、男性は 22.2% であり、いずれも前年に比べて大幅に減少した。		
25	「令和元年版 男女共同参画白書」(内閣府)によると、不本意に非正規の雇用形態に就いている者の割合を男女別、年齢階級別に見ると、女性は、15~24 歳の若年層(うち卒業)で最も高くなっています。男性は 25~34 歳で最も高くなっている。		
26	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員に対する過去 3 年間(平成 27 年度~平成 29 年度)の OFF-JT に支出した費用の実績は、「増加した」とする企業が 3 割を超える。		
27	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員以外に対する OFF-JT 費用の今後 3 年間の見込みでは、「増加予定」が「減少予定」を上回っているものの、「実施しない予定」が 6 割近くを占めている。		

	問 題		
28	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員以外に対する能力開発の責任主体について、「労働者個人主体で決定する」又はそれに近い、とする企業の割合は 6 割を超えていている。		
29	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員以外に対する職業能力評価の処遇への関連づけについて、「処遇に関連づける」又はそれに近い、とする企業の割合は 6 割を超えている。		
30	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員以外に対して重視する教育訓練対象者の範囲について、「選抜した労働者を重視する」又はそれに近い、とする企業の割合は 5 割を超えてている。		
31	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員以外に対する重視する教育訓練については、「OFF-JT」を重視する又はそれに近い、とする企業の割合は 7 割を超えてている。		
32	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、正社員以外に対して、平成 29 年度に計画的な OJT を実施した事業所は約 7 割であり、正社員とほぼ同じ水準となっている。		

	問 題		
33	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省) によると、計画的な OJT の実施状況を職層別にみると、管理職層が最も高く、次いで中堅社員、新入社員の順となっている。		
34	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省) によると、ジョブ・カードの認知状況は、「名称（言葉）は聞いたことがあるが内容は知らない」という回答が最も多く、4 割を超えている。		
35	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省) によると、正社員に対してキャリアコンサルティングのしくみを導入している事業所の割合は 6 割を超えている。		
36	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省) によると、キャリアコンサルティングの導入比率が最も高い産業は「建設業」である。		
37	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省) によると、キャリアコンサルティングの導入目的として最も比率が高いのは「労働者の仕事に対する意識を高め、職場の活性化を図るため」である。		

	問 題		
38	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、キャリアコンサルティングを行うしくみを導入している事業所のうち、事業所で相談を受けているのはキャリアコンサルタントであるかとの問い合わせに対し、「そうである」と回答した事業所は 3 割を超える。		
39	「平成 30 年度 能力開発基本調査」(厚生労働省)によると、自己啓発を行う上での問題点の内訳として、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕ない」よりも「自分の目指すべきキャリアがわからない」を挙げる割合が多い。		
40	「平成 30 年版 働く女性の実情」(厚生労働省)によると、労働力人口総数に占める女性の割合が過去最高を更新した。		
41	「平成 30 年版 働く女性の実情」(厚生労働省)によると、平成 30 年の女性の労働力率を年齢階級別にみると、「20~24 歳」を除くすべての階級の労働力率について、比較可能な昭和 43 年以降、過去最高の水準となった。		
42	「平成 30 年版 働く女性の実情」(厚生労働省)によると、平成 30 年の女性雇用者数は、年齢階級別では、「30~34 歳」が最も多い。		

問 題			
43	「平成 30 年版 働く女性の実情」(厚生労働省)によると、産業別に見た平成 30 年の女性雇用者数では、「卸売業、小売業」に従事する者が最も多い。		
44	「平成 30 年版 働く女性の実情」(厚生労働省)によると、女性の常用労働者の産業別総実労働時間数は、「情報通信業」と「製造業」で長くなっている。		
45	賃金構造基本統計調査（賃金センサス）は、主要産業に雇用される労働者について、雇用形態、職種、年齢、学歴、勤続年数など、労働者の属性別にみた賃金の実態を明らかにするため、毎年実施される。		
46	「平成 30 年 賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)によると、年齢階級別の男女間賃金格差をみると、50 歳台の層に向かって拡大し、60 歳台以上の層で縮小に転じている。		
47	「平成 30 年 賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)によると、主な産業別に賃金の伸びをみると、男女とも、金融業、保険業で伸びが大きくなっている。		
48	「平成 30 年 賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)によると、都道府県別にみた賃金では、全国計よりも賃金が高かったのは 6 都道府県のみである。		

	問 題		
49	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、正社員有効求人倍率は2017年8月に1倍を超える水準となった後、直近の2019年3月に1.16倍となり、2004年度に集計を開始して以来、過去最高の水準となった。		
50	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、完全失業率の2018年度の動向を年齢階級別にみると、男女ともに全ての年齢階級において完全失業率が低下している。		
51	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、失業期間1年以上の完全失業者数については、全ての年齢階級で減少している。		
52	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、非正規雇用の職を選択している理由の推移では、男女ともに、「正規の職員・従業員の仕事がないから」という者が増加している。		
53	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、2018年6月1日時点において、障害者の雇用者数は15年連続で過去最高となった。		

	問 題		
54	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、2018年の産業別の年次有給休暇取得率は、「宿泊業、飲食サービス業」で最も低くなっている。		
55	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、人手不足を契機に求人募集した際の状況をみると、「応募はあるが、応募者の資質が自社の求める水準に満たなかった」とする企業が最も多く、全体の6割を超えている。		
56	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、正社員が働きやすさの向上のために重要なと考える企業による雇用管理として、男女ともにいずれの年齢階級においても「労働時間の短縮」が最も多くなっている。		
57	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、男女計における年次有給休暇の取得率と働きやすさとの関係では、取得率が高くなるほど働きやすいと感じている者の割合が多くなるが、取得率が50%を超えると、その割合は横ばいとなる。		

	問 題		
58	「令和元年版 労働経済の分析」(厚生労働省)によると、多くの労使は、人手不足が職場環境に影響を及ぼすと感じており、その具体的な影響の一つとして、「従業員の働きがいや意欲の低下」を挙げている。		
59	総務省統計局の定義によると、労働力人口比率とは、「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合のことである。		
60	総務省統計局の定義によると、完全失業率とは、15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合のことである。		
61	総務省統計局の定義によると、非労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者のことである。		
62	「労働力調査（基本集計）平成30年度（2018年度）平均（速報）結果の概要」（総務省統計局）によると、2018年度平均の完全失業率は2.4%となり、前年度に比べ0.3ポイント低下した。		
63	「労働力調査（基本集計）平成30年度（2018年度）平均（速報）結果の概要」（総務省統計局）によると、2018年度平均の完全失業者は166万人となり、前年度に比べ17万人減少した。		

	問 題		
64	「労働力調査（基本集計）平成 30 年度（2018 年度）平均（速報）結果の概要」（総務省統計局）によると、完全失業者を求職理由別にみると、「非自発的な離職」による離職者の方が「自発的な離職（自己都合）」による離職者よりも多い。		
65	「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（厚生労働省）によると、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。		
66	「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（厚生労働省）によると、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。		
67	自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～（厚生労働省）によると、年間自殺者数は平成 22 年以降減少傾向にあり、高齢者の自殺死亡率の低下が顕著である一方、若年層では、20 歳未満の自殺死亡率は平成 10 年以降おおむね横ばいとなっている。		

	問 題		
68	「平成 30 年 労働安全衛生調査（実態調査）の概況」（厚生労働省）によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所のうち、メンタルヘルス対策への取組内容として最も多いのは、「メンタルヘルス対策に関する事業所内の相談体制の整備」である。		
69	「平成 30 年 労働安全衛生調査（実態調査）の概況」（厚生労働省）によると、労働者にストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェック結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施した事業所の割合は 7 割を超えている。		
70	「平成 30 年 労働安全衛生調査（実態調査）の概況」（厚生労働省）によると、平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までの期間にメンタルヘルス不調により連続 1 ヶ月以上休業した労働者がいた事業所の割合は 3 割を超えている。		
71	「平成 30 年 労働安全衛生調査（実態調査）の概況」（厚生労働省）によると、「現在の自分の仕事や職業生活でのストレスを相談できる人がいる」と答えた労働者のうち、実際に相談した相手として最も多いのは「家族・友人」である。		

	問 題		
72	「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（厚生労働省、改正平成27年11月）」によると、運動指導担当者の役割は、健康測定の結果に基づき、個々の労働者に対して具体的な運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行う、ことである。		
73	「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（厚生労働省、改正平成27年11月）」によると、産業保健指導担当者の役割は、健康測定の結果に基づき、メンタルヘルスケアが必要と判断された場合又は問診の際に労働者自身が希望する場合に、産業医の指示のもとにメンタルヘルスケアを行うことである。		
74	「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（厚生労働省、改正平成27年11月）」によると、産業医の役割は、健康測定の結果に基づき、必要な保健指導を行うことである。		
75	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省、改正平成27年11月）によると、「心の健康づくりは、使用者が、労働者のストレスに早期に気づき、これに対処することが何よりも重要である」とされている。		

	問 題		
76	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、改正平成27年11月)によると、二次予防とは、「メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な措置を行うこと」である。		
77	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、改正平成27年11月)によると、三次予防とは、メンタルヘルス不調となつた労働者に対し、教育研修や情報提供を行うことである。		
78	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、改正平成27年11月)によると、メンタルヘルスケアの推進に当たっては、「労使、産業医、衛生管理者等で構成される労働委員会等を活用することが効果的である」とされている。		
79	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、改正平成27年11月)における4つのメンタルヘルスケアとは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」並びに「事業場外資源によるケア」のことである。		

	問 題		
80	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、改正平成27年11月)によると、「ラインによるケア」とは、「労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行う」ことを言う。		

### 【参考文献】

- キャリアコンサルティング協議会編著 2019 『キャリアコンサルティング関連情報集 2019年版』 キャリアコンサルティング協議会
- 木村周著 2018 『キャリアコンサルティング 理論と実際（五訂版）』 雇用問題研究会
- 労働政策研究・研修機構編 2016『新時代のキャリアコンサルティング』 労働政策研究・研修機構
- 労務行政研究所編 2019 『労働法全書 令和2年版』 労務行政
- 渡辺三枝子編著 2018 『新版 キャリアの心理学 [第2版]』 ナカニシヤ出版
  
- 厚生労働省 2019年 「平成30年度 能力開発基本調査」
- 厚生労働省 2019年 「平成30年版 働く女性の実情」
- 厚生労働省 2019年 「平成30年 賃金構造基本統計調査」
- 厚生労働省 2019年 「令和元年版 労働経済の分析」
- 厚生労働省 2018年 「平成30年 労働安全衛生調査（実態調査）の概況」
- 厚生労働省 2017年 「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」
- 厚生労働省 2015年 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（平成27年改正）」
- 厚生労働省 2015年 「労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成27年改正）」
- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省 2015年 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（平成27年改正）」
- 内閣府 2019年 「令和元年版 男女共同参画白書」
- 総務省統計局 2019年 「労働力調査（基本集計）平成30年度（2018年度）平均（速報）結果の概要」

<2020年合格目標>

国家資格 キャリアコンサルタント学科試験対策 全問題

令和元年12月3日 初版第一刷 発行

発行 Good Job & Career (清新社会保険労務士事務所)

責任者 杉本真樹

東京都千代田区九段南一丁目5番6号 りそな九段ビル5F

<https://www.goodjobandcareer.net/>

[info@goodjobandcareer.net](mailto:info@goodjobandcareer.net)

---

定価（本体200円+税）